

東京都産科救急研修実施要綱

(制定) 平成27年8月4日付27福保医救第420号

1 目的

この要綱は、東京都内で主にローリスク妊婦・正常分娩を取り扱う一次周産期医療機関等（以下、「一次周産期医療機関等」という。）の医師、助産師及び看護師を対象とした、産科救急に関する研修を行い、妊産婦の主たる死亡原因である産科危機的出血等への初期対応の強化を図ることを目的とする。

2 実施主体及び実施方法

この事業の実施主体は、東京都とする。ただし、東京都は、適切な事業者（以下、「受託者」という。）に委託して実施することができる。

3 受講対象者

この研修の対象者は、東京都内の一次周産期医療機関等で周産期医療に従事する医師、助産師及び看護師とする。

4 研修内容等

受託者は、以下の内容に係る講義、実習等を行う。

- (1) 産科危機的出血等への対応
- (2) その他周産期医療に関する必要事項

5 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月4日より施行する。

東京都産科救急研修実施要領

(制定) 平成27年8月26日付27福保医救第561号

1 目的

この要領は、東京都産科救急研修実施要綱（平成27年8月4日付27福保医救第420号。以下「要綱」という。）に基づき、産科救急研修を実施するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

2 受講人数

受講人数は各年度80名程度とし、予算の範囲内で実施するものとする。

3 受講者の募集等

受講者の募集、決定及び決定の通知は要綱2の受託者（以下「受託者」という。）が行うものとする。なお、受講者の決定については、東京都との協議の上行うものとする。

4 研修施設

受託者は、研修の円滑な実施が可能な施設を選定し、この研修を実施するものとする。

5 研修内容等

(1) 研修内容及び研修日程

受託者は、東京都と協議の上研修カリキュラム及び研修日程を作成し、受講者が要綱4の内容を習得するために効果的な方法で実施するものとする。

(2) アンケートの実施

受託者は、研修当日に受講者に対し東京都が作成する研修内容等に関するアンケートを配布し、回収するものとする。

附 則

この要領は、平成27年8月26日より施行する。